

奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第十二号

奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例

奈良県障害者総合支援センター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に対し、指導、訓練等を総合的に行い、もつて障害者等の社会自立の促進」を「の生活全般にわたる総合的な支援を行うための拠点として、障害者等及びその家族等が地域において安心して暮らすこと」に改める。

第二条第一号ア中「第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第三項」を「第六条の二の二第三項」に改め、同号イ中「第六条の二の二第五項」を「第六条の二の二第六項」に改め、同号ウ中「第六条の二の二第六項」を「第五条第十六項」に改め、同条第二号中「就労継続支援」を削り、同条第三号中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改め、同条第四号中「児童発達支援」の下に「同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 重症心身障害児、重症心身障害者、高次脳機能障害を有する者、発達障害児、発達障害者及びこれらの者の家族等並びにこれらの者を支援する関係機関（以下「重症心身障害児等」という。）に対し、専門的な相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うとともに、重症心身障害児等の支援に関し、関係機関との連絡及び調整を行うこと。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 障害者等に包括的かつ継続的な支援を行う者（以下「伴走型支援者」という。）の育成及び資質の向上を図るための研修を行うとともに、伴走型支援者相互間及び伴走型支援者と関係機関との間の連絡及び調整を行うこと。

第五条中「第二条第一号、第三号及び第四号に規定する事業を行う施設又は事業所を休所する日」を「センターを休所する日に関する基準」に改める。

## 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条第一号イ及びウ並びに同条第三号の改正規定 公布の日
- 二 第二条第二号の改正規定 令和五年四月一日
- 三 第二条第一号アの改正規定 令和七年四月一日